

A X - 1 0, B X - 1 0

民 法

令和2年5月、Aは、友人であるBに対し、自己が所有する甲土地（時価 2000 万円）を、建物所有目的、賃料月額 20 万円の約定で賃貸した（以下「本件賃貸借契約」という。）。その際、BからAに対し、敷金として 200 万円が交付された。Bは、甲土地の上に自らの資金で乙建物を建て、同年9月に乙建物について保存登記を行ったが、この登記は子Cの名義で行われた。

令和2年12月、AはDに甲土地を売却した（以下「本件売買契約」という。）。同月中に、代金は全額が支払われ、AからDへの所有権移転登記も行われた。

以上の事実を前提として、次の各小問に答えよ（各小問は独立した問いとする。）。

- 1 本件売買契約では、甲土地の代金額は 2000 万円とされた。また、本件売買契約に際しては、本件賃貸借契約の扱いに関してAD間で特段の取り決めはされなかった。このとき、DはBに対し、甲土地の所有権に基づいて、乙建物の収去と甲土地の明渡しを請求することができるかについて論ぜよ。
- 2 本件売買契約の際、Aは、本件賃貸借契約を引き継いでほしいとDに懇請し、Dは甲土地の代金を 800 万円とすることを条件にこれを受け入れた。しかし、BはDに対して賃料を 1 回も支払わなかったため、Dは、令和3年6月、催告を経た上でBに対して本件賃貸借契約を解除する旨の意思表示を行った。DがBに対し、本件賃貸借契約の終了に基づいて乙建物の収去と甲土地の明渡しを請求したところ、Bは、「解除の有効性を争う。」と主張するとともに、「延滞賃料を差し引いた敷金をDから返還してもらいまでは甲土地を明け渡さない。」と主張した。Bの反論の適否について論ぜよ。

(100 点)

A X - 1 0 , B X - 1 0

刑 法

甲は、知人のA（女性、20歳）に対する恨みから、Aの静脈内に空気を注射して、空気栓塞（血管に空気が入ったことで血栓ができる状態）をおこさせて殺害することを計画した。そして、Aの職場に忍び込み、そこで仮眠をとっていたAの右腕静脈内に空気約30ミリリットルを注射してその場を立ち去ったが、致死量（約100ミリリットルとする）に足りなかったため、Aは一命を取り留めた。

その約1か月後、甲は、Aが居住するアパートの階段下で意識を失って倒れている女性を発見した。その女性は、背格好がAに似ていたことから、甲は、その女性が貧血で倒れ込んでいるAであると思い、今度こそ自らの手で殺害しようと考え、たまたまカバンに入れて所携していた刃渡り約15センチメートルの出刃包丁で、その女性の胸部・腹部などを突き刺した。しかし、そこで倒れていた女性はBであり、Bは、階段で自ら転倒して階段下に倒れていたのがであった。Bは、甲の刺傷により生じた出血を原因として死亡した。

甲の罪責について論ぜよ（Aの職場に対する建造物侵入及び特別法違反の点は除く。）。

(100点)